

令和７年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適正期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局果樹・茶グループ

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		＜品目＞ 繭・生糸 ＜制度名＞ 関税割当制度、特別緊急関税制度								
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第２条第１項、第７条の３第１項及び第７条の４第１項 ○具体的な内容 「令和７年３月３１日まで」または「令和６年度まで」とされているものを１年間延長する。								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
		(別 紙)								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日 令和７年４月１日 ○適用期間 令和７年４月１日～令和８年３月３１日								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 蚕糸・絹業の流通は、養蚕農家から製糸業者、絹織物業者等を経て消費者まで多段階に渡っており、段階ごとに製品の付加価値が高くなる。和装需要が減少する中、各業者の経営は厳しくなっており、現時点では国産品と輸入品に品質面での差はなく、高価な国産品を購入する余裕がないこと等が指摘されている。このような状況の中、養蚕農家や製糸業者（川上）と絹織物業者や流通業者等（川下）が提携し、純国産絹製品づくり及びブランド化を進め、安価な輸入品と対抗できるよう国内蚕糸業の再生と持続的発展を図る取組を進めている。また、和装以外の新たな需要として、繊維用途（ウォッシュアブルシルク、ウイッグ等）、非繊維用途（化粧品、食用のシルクパウダー等）の開発・製品化も行われている。このほか、養蚕と福祉との連携や観光業への活用等も行われており、今後、地域活性化との相乗効果によるシルクの需要拡大が期待されている。 ② 問題点 上記取組により、純国産絹製品づくりやそれを通じたブランド化の取組が進みつつあるものの、現時点では十分な国際競争力を確保するに至っていない。また、和装需要の減少を受け、和装以外の新たな需要創出に向けた取組を行っているところであるが、需要拡大の効果が現れるには時間を要する。								
改正の必要性和目的達		① 改正の方向性								

成の見通し	需要者に対して安価な輸入品の供給を確保し、絹業の事業者の経営安定に寄与するほか、消費者に対して安価なシルク製品の提供を可能とする。一方で、純国産絹製品の需要を確保して国際競争力の強化に取り組むとともに、新たな需要の創出に向けた蚕糸業の産業としての基盤を維持するため、本制度を維持し、国内生産を保護していく必要がある。 ② 改正目的達成予定時期 国産品のブランド化が確立され、十分な国際競争力を確保し、養蚕農家、製糸業者（川上）と絹織物業者、流通業者等（川下）の連携により、持続的な蚕糸業の実現が図られるまで本制度を維持する必要がある。
改正の効果と妥当性	① 改正によって期待される効果 需要者に対して、安価かつ安定的に輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化することができる。 〔令和５年度における摘要実績（「減税額」は試算値）〕 ○繭 ・輸入実績：0.4t、2百万円 ・減税額＝（枠内輸入量）×（枠外税率：従量税） －（枠内輸入額）×（枠内税率：従価額） ＝（400kg×2,523 円/kg）－（1,815 千円×0） ＝1,009 千円 ・関税割当を受けた者の数：4 者 ○生糸 ・輸入実績：183t、1,841 百万円 ・減税額＝（枠内輸入量）×（枠外税率：従量税） －（枠内輸入額）×（枠内税率：従価額） ＝（182,945kg×6,978 円/kg）－（1,840,502 千円×0） ＝1,276,590 千円 ・関税割当を受けた者の数：18 者 ② 改正によって生じうる影響 特になし。 ③ 改正の妥当性 一定数量の範囲内で需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、純国産絹製品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化することができることから、本制度の維持が適当である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 －

	② 当該政策評価の結果と改正の関係 — ③ 政府方針と改正の関係 関税割当制度を継続することにより、これまで政府として推進してきた蚕糸・絹業提携システムを基礎とした、消費者から適正に評価される国産繭・生糸の希少性を活かした高品質な純国産絹製品づくりをより効率的に推進することが可能となる。 ④ 関連措置 【蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業】（平成 20～28 年度） 養蚕農家、製糸業者（川上）と絹織物業者、流通業者等（川下）との提携による蚕糸・絹業提携システムの形成を全国的に展開するため、蚕糸業・絹業に関する情報交換、相談等の支援を行うとともに、稚蚕・養蚕資材の安定供給、生産者の顔が見える取組の推進等、養蚕農家や製糸業者に対する支援を行った。 【茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進】 繭・生糸を含めた地域特産作物の生産性の向上等による競争力強化を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、需要の創出など生産から消費までの取組を総合的に支援している。
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	繭の関税割当制度及び特別緊急関税制度は、平成 7 年に導入されて以来、現在まで延長されたところであるが、関税割当制度に関しては平成 20 年度から繭・生糸の関税割当制度に改正した。
措置による効果	暫定無税の一次枠により需要者に対して安価かつ安定的に輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化することができる。

(別 紙)

整理番号：農林水産省－7

税 番	統計 細分	品 名	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
5001.00	010	繭（繰糸に適する ものに限る。） －この号に掲げる 繭の数量（政令で 定めるところによ り生糸に換算した 数量とする。）及 び第 5002.00 号の 2 に掲げる生糸の 数量を合計した数 量について、798 トンを基準とし、 当該年度における 国内需要見込数量 から国内生産見込 数量を控除した数 量、国際市況その 他の条件を勘案し て政令で定める数 量（第 5002.00 号 において「共通の 限度数量」とい う。）以内のもの	2,968 円/kg	無税		2,968 円/kg	無税		140 円/kg	
5002.00	100	1 野蚕のもの 2 その他のもの －共通の限度数量 以内のもの	無税 8,209 円/kg			無税 8,209 円/kg			無税 7.5%	
	211	－玉糸								
	215	－その他のもの －繊維度が 21 中 のもの								
	216	－繊維度が 27 中 及び 28 中のもの								
	217	－その他のもの								